

③農地を所有できる法人（農業生産法人）の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
12	役員要件・構成員要件の見直し	<p>現行の農業生産法人制度に係る改善を図るため、以下を内容とする農地法の改正案を次期通常国会に提出する。</p> <p>a役員要件について、役員又は重要な使用人のうち一人以上が農作業に従事しなければならないものとする。</p> <p>※ リースの場合における役員の実務についてと同様に、役員又は重要な使用人とする見直しを行うものとする。</p> <p>b構成員要件について、議決権を有する出資者のうち、2分の1を超える者は農業関係者でなければならない一方で、2分の1未満については制限を設けないものとする。</p>	平成26年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す	農林水産省
13	事業拡大への対応等	<p>更なる農業生産法人要件の緩和や農地制度の見直しについては、「農地中間管理事業の推進に関する法律」の5年後見直し（法附則に規定）に際して、それまでにリース方式で参入した企業の状況等を踏まえつつ、検討し、結論を得る。</p> <p>（ 所有方式による企業の農業参入の自由化を検討する場合には、リース方式については事実上耕作放棄されたり産廃置場になった場合にリース契約解除による原状回復という確実な担保があることを踏まえ、これに匹敵する確実な原状回復手法（国の没収等）の確立を図ることを前提に検討するものとする。 ）</p>	原則として「農地中間管理事業の推進に関する法律」の5年後見直しに併せて措置	農林水産省

④農業協同組合の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
14	中央会制度から新たな制度への移行	<p>農協改革については、農協を取り巻く環境変化に応じ、農協が農業者の所得向上に向けて経済活動を積極的に行える組織となるよう、的確な改革を進めるため、以下の方向で検討し、次期通常国会に関連法案を提出する。</p> <p>・農協法上の中央会制度は、制度発足時との状況変化を踏まえて、他の法人法制の改正時の経過措置を参考に適切な移行期間を設けた上で現行の制度から自律的な新たな制度に移行する。</p> <p>・新たな制度は、新農政の実現に向け、単協の自立を前提としたものとし、具体的な事業や組織の在り方については、農協系統組織内での検討も踏まえて、関連法案の提出に間に合うよう早期に結論を得る。</p>	平成26年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す	農林水産省

15	全農等の事業・組織の見直し	<p>全農・経済連が、経済界との連携を連携先と対等の組織体制の下で迅速かつ自由に行えるよう、農協出資の株式会社(株式は譲渡制限をかけるなどの工夫が必要)に転換することを可能とするために必要な法律上の措置を講じる。</p> <p>その上で、今後の事業戦略と事業の内容・やり方を詰め、独占禁止法の適用除外がなくなることによる問題の有無等を精査し、問題がない場合には株式会社化を前向きに検討するよう促すものとする。</p>	平成26年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す	農林水産省
16	単協の活性化・健全化の推進	<p>単協の経済事業の機能強化と役割・責任の最適化を図る観点から、単協はその行う信用事業に関して、不要なリスクや事務負担の軽減を図るため、JAバンク法に規定されている方式(農林中央金庫(農林中金)又は信用農業協同組合連合会(信連)に信用事業を譲渡し、単協に農林中金又は信連の支店を置か、又は単協が代理店として報酬を得て金融サービスを提供する方式)の活用の推進を図る。</p> <p>あわせて、農林中金・信連は、単協から農林中金・信連へ事業譲渡を行う単協に農林中金・信連の支店・代理店を設置する場合の事業のやり方及び単協に支払う手数料等の水準を早急に示すことを促す。</p> <p>全国共済農業協同組合連合会(全共連)は、単協の共済事業の事務負担を軽減する事業方式を提供し、その方法の活用の推進を図る。</p> <p>また、単協が、自立した経済主体として、経済界とも適切に連携しつつ積極的な経済活動を行って、利益を上げ、組合員への還元と将来への投資に充てていくべきことを明確化するための法律上の措置を講じる。</p> <p>さらに、単協が農産物販売等の経済事業に全力投球し、農業者の戦略的な支援を強化するために、下記を含む単協の活性化を図る取組を促す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単協は、農産物の有利販売に資するための買取販売を数値目標を定めて段階的に拡大する。 ・生産資材等については、全農・経済連と他の調達先を徹底比較して、最も有利なところから調達する。 	平成26年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す	農林水産省 金融庁
17	理事会の見直し	<p>農業者のニーズへの対応、経営ノウハウの活用及びメンバーの多様性の確保を図るため、理事の過半は、認定農業者及び農産物販売や経営のプロとする。</p> <p>併せて次世代へのバトンタッチを容易にするために、理事への若い世代や女性の登用にも戦略的に取り組み、理事の多様性確保へ大きく舵を切るようにする。</p>	平成26年度検討・結論	農林水産省
18	組織形態の弾力化	<p>単協・連合会組織の分割・再編や株式会社、生協、社会医療法人、社団法人等への転換ができるようにするための必要な法律上の措置を講じる。</p> <p>なお、農林中金・信連・全共連は、経済界・他業態金融機関との連携を容易にする観点から、金融行政との調整を経た上で、農協出資の株式会社(株式は譲渡制限をかけるなどの工夫が必要)に転換することを可能とする方向で検討する。</p>	平成26年度検討・結論、法律上の措置が必要なものは次期通常国会に関連法案の提出を目指す。ただし、農林中金・信連・全共連は平成26年度検討開始	農林水産省 金融庁

19	組合員の在り方	農協の農業者の協同組織としての性格を損なわないようにするため、准組合員の事業利用について、正組合員の事業利用との関係で一定のルールを導入する方向で検討する。	平成26年度検討開始	農林水産省
20	他団体とのイコールフットイング	農林水産省は、農協と地域に存在する他の農業者団体を対等に扱うとともに、農協を安易に行政のツールとして使わないことを徹底し、行政代行を依頼するときは、公正なルールを明示し、相当の手料を支払って行うものとする。	平成26年度検討・結論	農林水産省

5 貿易・投資等分野

(1) 規制改革の観点と重点事項

世界の市場は新興国を中心に急速に拡大しており、この成長市場の獲得に向けて、世界各国が激しい競争を繰り広げている。こうした中、積極的に世界市場に展開を図っていくとともに、対内直接投資の拡大等を通じて世界のヒト・モノ・カネを日本国内に惹きつけ、世界の経済成長を取り込んでいくことは、我が国の経済成長を実現する上で必要不可欠である。

こうした国益に資する観点から、輸出入や対内外直接投資を促進するため、①対日投資促進、②空港規制の緩和、③外国法事務弁護士制度の見直し、④相互認証の推進、⑤輸出入の円滑化・通関手続の合理化、⑥入管政策の改定、⑦国内外投資増加に向けた金融関連規制の見直し、⑧貿易に係る物流の効率化に重点的に取り組む。

(2) 個別措置事項

① 対日投資促進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
1	日本に住所を有しない外国人が外国企業の子会社等を設立する際の法人登記等に関する規制の見直し①(外国会社の登記に関する規制の見直し)	日本における代表者の中に日本に住所を有する者がいない時点でも外国会社(支店)の登記を可能とすることについて、諸外国の制度に関する調査の結果等を踏まえ検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論	法務省
2	日本に住所を有しない外国人が外国企業の子会社等を設立する際の法人登記等に関する規制の見直し②(内国会社の日本における代表者の住所要件の撤廃)	代表者の中に日本に住所を有する者がいない場合でも内国会社の設立の登記を可能とすることについて、「内国株式会社の代表取締役の住所について」(昭和59年9月26日民四第4974民事局第四課長回答)を廃止した場合の影響を含めて検討し、結論を得る。	平成26年検討・結論	法務省
3	日本に住所を有しない外国人が外国企業の子会社等を設立する際の法人登記等に関する規制の見直し③(在留資格取得要件の緩和)	新会社等を設立する準備を行う意思があることや新会社の設立がほぼ確実に見込まれることが提出書類から確認できた外国人については、登記事項証明書の提出が無くとも入国を認めることについて検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論、結論を得次第措置	法務省
4	在留資格認定証明書の申請手続の柔軟化	在留資格認定証明書制度における代理人について、人定事項の確認、申請意思の確認、事実関係の確認を担保しうるような形で、その範囲を適切に拡大することを検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論	法務省
5	外国人労働者の配偶者に係る資格外活動許可の周知	「家族滞在」の在留資格で滞在している外国人配偶者であっても、地方入国管理局による資格外活動許可(包括許可)を受ければ、週28時間までは風俗営業等の従事を除き就労できること、及び個別許可を取ればこれを超える就労も可能であることを、国内外に周知する。	平成26年措置	法務省
6	社会保障協定の締結に向けた取組の推進	日本での滞在期間の短い外国人について、日本滞在期間中の年金保険料の支払いがより老齢年金の受給に結びつくよう、社会保障協定の締結に向けた取組を一層推進する。	平成26年度以降継続実施	外務省 厚生労働省

②空港規制の緩和

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
7	東京国際空港の発着枠の拡大	平成26年3月末からの2014年夏期スケジュールにおいて、昼間時間帯の1時間当たりの発着回数の上限值を出発・到着それぞれ40回に増加させ、同時に、需要に大きな偏りのある国際線が増加することから、発着回数の柔軟化(スライディングスケールの導入)を行う。	措置済み	国土交通省
8	首都圏空港の更なる機能強化	平成26年度中に実現する年間合計発着枠75万回化達成以降の首都圏空港の更なる機能強化に向けて、具体的な方策の検討を進める。	平成25年度検討開始、関係者の合意が得られたものから順次措置	国土交通省

③外国法事務弁護士制度の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
9	外国法事務弁護士制度に係る検討会の設置	増加する国際的な法的需要等を踏まえ、外国法事務弁護士制度に関し、諸外国の制度の状況を勘案しつつ、承認についての職務経験要件の基準等について、外国法事務弁護士の参画を得て、外国法事務弁護士制度に係る検討会(仮称)を設置する。	平成26年度措置	法務省
10	外国法事務弁護士の承認・登録手続の透明化	外国法事務弁護士登録手続の手順及び標準処理期間の透明化並びに申請者の利便性向上について、必要に応じ申請者側の意見を聴取しつつ、法務省と日本弁護士連合会が協議を行う場を設け、検討する。	平成26年検討開始	法務省
11	外国法事務弁護士の承認・登録手続の簡素化	外国法事務弁護士の承認・登録に係る手続の簡素化・迅速化について、申請者側の意見を聴取しつつ、法務省と日本弁護士連合会が協議を行う場を設け、検討する。	平成26年検討開始	法務省
12	外国法事務弁護士法人の設立のための環境整備	外国法事務弁護士が法律事務を提供することができる法人組織(外国法事務弁護士法人)の設立を可能とするよう所要の措置を講ずる。	平成26年上期措置	法務省

④相互認証の推進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
13	医療機器審査基準の国際統合化①(QMS省令のISO13485への対応)	「医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令」の改正(新QMS省令)に際し、ISO13485に対応した内容とし、差分を明確にした構成とする。	平成26年措置	厚生労働省
14	医療機器審査基準の国際統合化②(QMS省令とISO13485との関係性の明確化)	「医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令」の改正(新QMS省令)に際し、新QMS省令第2章がISO13485に相当するものであることを明示する文書を和文及び英文で作成し、周知する。	平成26年度措置	厚生労働省
15	医療機器審査基準の国際統合化③(国際的調和の推進)	医療機器の輸出入を促進するため、引き続き、欧米を含む多国間協議の場であるIMDRF(国際医療機器規制当局フォーラム)等を通じて協議を行い、国際的な調和の更なる推進に取り組む。	平成26年度検討開始、結論を得たものから順次措置	厚生労働省
16	医療機器審査基準の国際統合化④(輸入事業者の負担軽減)	海外諸国においてISO13485の認証を取得している事業者に対する調査については、調査権者の判断により、事業者がISO取得の際に用いた資料等を参考にできるようにする方策について検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論・措置	厚生労働省
17	電動車用非接触充電システムを含むワイヤレス電力伝送システムの関連法規の整備及び国際規格との整合	平成27年のワイヤレス電力伝送システムの実用化に向け、他の無線機器との共用条件や電波防護指針への適合性等の検証を踏まえ、型式確認の導入等の手続の簡素化を検討し、結論を得る。その際、欧米等における基準の検討の動きと整合性を図るよう努める。	平成26年度検討・結論・措置	総務省
18	動物用医薬品の製品承認申請制度の合理化①(国際慣行との整合化)	引き続き、VICH(動物用医薬品の承認審査資料の調和に関する国際協力会議)のメンバー国として全VICHガイドラインの新規作成や改正に積極的に参加し、作成されたガイドラインを国内の関係法令に反映させていく。	平成26年度以降継続実施	農林水産省 厚生労働省

19	動物用医薬品の製品承認申請制度の合理化②(関係省庁の連携による国内承認審査の短縮化)	動物用医薬品の承認審査について、3府省(内閣府、厚生労働省、農林水産省)の連携を一層密にし、可能な限り各府省における手続を並行して進めるなど、審査期間を短縮する方策について具体的な検討を進める。	平成26年度継続検討、結論を得次第順次措置	農林水産省 内閣府 厚生労働省
20	自動車の燃費、排ガスの試験方法の見直し	「乗用車等の国際調和排出ガス・燃費試験法(WLTP)」の速やかな国内導入について中央環境審議会等で検討し、結論を得次第導入する。	平成26年度検討開始、結論を得次第速やかに措置	経済産業省 国土交通省 環境省
21	米国、欧州等との航空安全に関する相互承認の推進	米国等との間で、既に締結済みの航空機材以外の分野(乗員資格、整備施設、シミュレーター等)において、相互承認の協議を推進する。また、欧州との間で、相互承認の新規締結に向けた協議を推進する。	平成26年度以降継続実施	国土交通省
22	電気用品安全法に基づく情報通信機器の技術基準の国際標準との整合化加速①(J規格の最新のIEC規格への整合化)	情報通信機器のJ規格のうち、ACアダプタに関するJ60950-1(H22)を含め、最新の国際標準であるIEC規格との整合が図られていないものについて、産業構造審議会製品安全小委員会電気用品整合規格検討ワーキンググループでの議論、パブリックコメント等を踏まえ、IEC規格に整合させる。	措置済み	経済産業省
23	電気用品安全法に基づく情報通信機器の技術基準の国際標準との整合化加速②(J規格と最新のIEC規格の迅速な整合化の推進)	今後IEC規格の改定があった場合、産業構造審議会製品安全小委員会電気用品整合規格検討ワーキンググループを活用し、当該IEC規格に整合したJIS等の公的規格を速やかに電気用品安全法に基づく技術基準(J規格)に反映させる。	平成26年以降継続実施	経済産業省
24	輸入食品等を対象とする検疫時の自主検査頻度の見直し	輸入食品監視指導計画に基づく、輸入食品等の自主検査の実施頻度については、過去の実績等を参考に違反事例が認められず、製造施設の衛生管理状況が保たれている等の食品は自主検査の頻度を緩和し、また、違反が認められる等の食品については指導強化を行うなど、リスクベースでの適切な自主検査の頻度について検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論、平成27年度措置	厚生労働省

25	18GHz帯送信空中線の開口径の規制見直し	18GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局等の無線設備の技術的条件のうち、送信空中線の開口径の規制見直しについて検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論、結論を得次第措置	総務省
26	特定機械器具の輸入における検査・検定機関の拡大①(防爆構造電気機械器具)	外国に立地する機関が、防爆構造電気機械器具等の型式についての検定を行うことができるようにするために、外国に立地する機関についても登録検査・検定機関として登録を受けることができるよう、所要の措置を講ずる。	労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行までに措置	厚生労働省
27	特定機械器具の輸入における検査・検定機関の拡大②(第一種圧力容器)	外国に立地する機関が、第一種圧力容器等の検査を行うことができるようにするために、外国に立地する機関についても登録検査・検定機関として登録を受けることができるよう、所要の措置を講ずる。	労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行までに措置	厚生労働省
28	動物用ワクチン製造におけるシードロットシステムの対象拡大	組換ワクチンへのシードロットシステムの導入のため、品質を確保するための検査方法等の検討を進め、その結果を踏まえて、関係法令に反映させていく。	平成26年度継続検討、平成27年度を目処に結論、結論を得次第措置	農林水産省
29	食用動物に用いるワクチンの使用制限期間の見直し	食用動物に用いられるワクチンについて、欧米における使用制限期間の設定の考え方も参考に、使用制限期間の設定を見直す。	平成26年度検討・結論・措置	農林水産省 内閣府 厚生労働省
30	家庭用品品質表示の国際整合化①(指定品目の見直し)	政令で指定する品質表示義務がある品目について、社会の変化に柔軟かつ迅速に対応する観点から、品目の指定の在り方を検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論、結論を得次第措置	消費者庁

31	家庭用品品質表示の国際整合化②(表示内容の見直し)	各品目の表示義務を、事業者の自主性を発揮させるとともに、消費者にとって正しく分かりやすい表示方法にする観点から、消費者が理解可能な必要最低限の表示内容とする。	平成26年度検討開始、平成26年度以降平成28年度までに順次結論、結論を得次第順次措置	消費者庁
32	家庭用品品質表示の国際整合化③(表示・試験方法の見直し、海外への情報発信)	消費者の利益の擁護及び増進の観点を基本としつつ、事業者のグローバル展開の促進を一層図るため、諸外国における表示制度を参考として表示方法や試験方法を見直すとともに、家庭用品品質表示法(下位規範を含む。)を英文化する。	平成26年度検討開始、平成26年度以降結論を得次第順次措置	消費者庁
33	家庭用品品質表示の実効性確保	立入検査の実効性を高め、消費者保護の向上を図る観点から、全国の地方公共団体の立入検査の実態を把握し、執行実績が少ない地方公共団体に対し、執行上のアドバイスなどの支援を行うとともに、そのフォローアップを行う。	平成26年度措置(平成27年度以降継続実施)	消費者庁

⑤輸出入の円滑化、通関手続の合理化

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
34	新KS/RA制度に係る事業者負担の軽減	本制度は米国の要求により導入されたものであり、制度の見直しに当たっては米国保安当局との調整が必要となるが、荷主及び物流事業者の負担軽減を図るべく、適宜、主要な荷主や物流事業者等との意見交換を実施しながら、セキュリティの確保に十分配慮をした上で、効率的な検査制度を構築することについて検討する。	平成26年度検討開始	国土交通省
35	輸出申告内容の船積後修正の簡素化	輸出者が船積後に数量等の申告内容をNACCSで修正を行うことを可能とするよう措置を行う。	措置済み	財務省
36	化粧品輸入時の手続の簡素化①(「輸入変更届」の添付資料の廃止)	医薬品等輸出手続オンラインシステムの導入に合わせ、「化粧品製造販売業(製造業)許可」の5年ごとの更新に際して必要とされる「輸入変更届」の届出を行う際、届出済の「輸入届」の写し等の添付を不要とする。	平成26年措置	厚生労働省

37	化粧品輸入時の手続の簡素化②(「輸入届」の届出手続に係る添付資料の簡素化)	化粧品輸入に係る製造販売用化粧品輸入届書の届出時における書類(製造販売業(製造業)許可証、化粧品製造販売届書、化粧品外国製造販売業者(製造業者)届書)の添付について、その写しの一部の添付を不要とするなど、事業者の負担を軽減する方策について検討し、結論を得る。	平成26年検討・結論・措置	厚生労働省
38	化粧品輸入時の手続の簡素化③(輸入事業者の事務処理負担の軽減)	化粧品輸入事業者の事務処理負担を軽減する方策について検討し、結論を得る。	平成26年検討・結論・措置	厚生労働省
39	輸入貨物の部分品の返送に当たり個別の輸出許可が不要となる範囲の明確化	特別一般包括許可が適用される「輸入された貨物の種類、品質(故障を含む)、数量等が契約の内容と相違する等輸入者の予期しなかったものであるために行われる返送のための輸出」の範囲の明確化を検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論・措置	経済産業省
40	盗難車部品の不正輸出防止	例えば自動車リサイクル法に基づく電子マニフェストの利用の可能性も含め、盗難自動車の部品の不正輸出を監視する体制を全国で整備することについて検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論・措置	警察庁 財務省 経済産業省 環境省
41	輸出入通関書類に係るペーパーレス化の促進	通関関係書類の電磁的記録による提出の実施状況、諸外国や民間の貿易取引の電子化の状況及び電子技術の進展や国際物流の動向を踏まえて、通関関係手続をどの程度まで電子化するのが適切であるかを検討し、可能なものから順次実施する。	平成26年度検討開始、結論を得次第措置	財務省
42	EPAにおける自己証明制度の導入拡大	新規EPA交渉、既存EPAの再協議において、相手国の事情・要望等を考慮しつつ、自己証明制度の更なる拡大に取り組む。	平成26年度以降継続実施	経済産業省

43	他国で再生利用可能な石炭灰の輸出の促進	「第三次循環型社会形成推進基本計画」に基づき、他国において安定的な需要のある石炭灰などの循環資源について、審査の考え方を見直す等、輸出手続を迅速化し、円滑化するための具体的な方策等を検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論・措置	環境省
44	重水素化合物等の化合物についての輸出規制の合理化	重水素及び重水素化合物の輸出規制について、国際レジーム(NSG)における規制の趣旨や米国など諸外国の状況を踏まえ、より合理的な制度の在り方について、引き続き検討していく。	平成26年度検討開始、結論を得次第措置	経済産業省

⑥入管政策の改定

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
45	訪日外国人観光客に対する査証発給要件の緩和・見直し	今後の更なるビザ発給要件緩和について、各国との二国間関係、外交的意義、治安等への影響等を総合的に勘案し、観光立国の実現に向けた検討を加速する。	平成26年度検討開始、結論を得たものから順次措置	外務省
46	寄港地上陸許可手続の運用改善	寄港地上陸許可の審査において、「既に寄港地上陸許可制度を利用したことがあること」あるいは「出国予定便が最も早い便でないこと」のみをもって不許可とするものではない旨を、各入国管理局に対し改めて周知する。	平成26年度措置	法務省
47	トランジット・ビザ発給方法の見直し	トランジット・ビザの申請・発給に当たっては、外国人旅行者の利便性を高める観点から、諸外国や当該対象国の状況を踏まえ、申請手法及び提出書類等の簡素化・迅速化について、必要に応じ見直しを行う。	平成26年度検討開始、結論を得たものから順次措置	外務省
48	クルーズ船入港時の入国審査手続の見直し①(手続の円滑化)	出入国管理及び難民認定法改正により措置される入国審査手続の円滑化について、その具体的な基準・運用等を定めるに当たり、外国人のわが国に対する好印象を強め、訪日外国人旅行者の増加、クルーズ船寄港誘致競争の優位化を実現する観点からも検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論・措置	法務省
49	クルーズ船入港時の入国審査手続の見直し②(海外臨船審査の導入・拡大)	クルーズ船の外国人乗客に対する海外臨船審査の導入・拡大について、公海上で入国審査手続を可能にするために船籍国との協議を加速するなど、所要の措置について検討する。	平成26年度以降も引き続き検討、結論を得たものから順次措置	法務省
50	クルーズ船入港時の入国審査手続の見直し③(クルーズ・カード等の旅券に代わる文書による入国)	クルーズ船の運航会社が発行するクルーズ・カード等の旅券に代わる文書による入国その他のクルーズ船乗客の負担軽減のための入国等手続の簡素化について検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論	法務省

51	クルーズ船入港時の入国審査手続の見直し④(個人識別情報取得の更なる簡素化)	クルーズ船の外国人乗客に対する入国審査において、指紋採取を省略することの是非について検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論	法務省
52	高度外国人材ポイント制による出入国管理上の優遇措置における永住に要する在留歴の短縮の早期実現	出入国管理及び難民認定法改正により新たに設けられた在留資格「高度専門職第2号」について、その基準を定めるに当たり、有能な外国人材が我が国でより長期にわたり活躍できるようにする観点からも検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論・措置	法務省
53	「総合職」に適した在留資格の創設	出入国管理及び難民認定法改正により新たに設けられた在留資格「技術・人文知識・国際業務」について、その基準を定めるに当たり、企業における人材活用の在り方の多様化も踏まえて検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論・措置	法務省
54	カテゴリー1又は2の就労系在留資格者と同居する「家族滞在」者の在留資格認定証明書交付申請手続の迅速化	カテゴリー1又は2に該当する企業において就労する外国人の被扶養者について、単独で申請した場合であっても、扶養者がカテゴリー1又は2に該当する企業において就労している者であることが証明され、かつ扶養者との関係及び扶養能力に疑義がない場合には、当該外国人と同時申請された時と同様に迅速処理をする方向で検討し、結論を得る。	平成26年度検討・結論・措置	法務省
55	日本人女性の就労を促す家事支援策の検討(外国人家事支援人材の活用)	女性の活躍推進等の観点から、外国人家事支援人材については、国家戦略特区の枠組みの中で、十分な管理体制の下で活用する仕組みの検討を進める。	平成26年度検討開始	内閣府 法務省 厚生労働省 経済産業省

⑦国内外投資増加に向けた金融関連規制の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
56	異種リスクの含まれないイスラム金融に該当する受与信取引等の銀行本体への解禁	イスラム金融関連取引について、銀行本体による提供が容認される形式、遵守すべき事項等を検討し、指針等により公表する。	平成26年度検討・結論・措置	金融庁

57	スワップ契約の独立行政法人日本貿易保険の付保対象への追加	スワップ契約の独立行政法人日本貿易保険の付保対象への追加について、諸外国における貿易保険制度の状況を踏まえつつ、関係業界、独立行政法人日本貿易保険及び経済産業省で3者協議の場を設ける。	平成26年度措置	経済産業省
58	海外の証券会社による募集・売出しのための引受に係る対内直接投資の事前届出手続の緩和(対内直接投資からの除外)	海外での募集・売出しに係る証券会社による引受(議決権行使をしないものに限る。)に伴う株式の取得について、外国為替及び外国貿易法第27条に基づく対内直接投資等に係る事前届出の対象から除外する。	平成26年度上期措置	財務省
59	保険会社による外国会社買収時における子会社業務範囲規制の特例の拡大	保険会社が外国の銀行、有価証券関連業、信託業、金融関連会社等を買収する場合、当該銀行等が保有する他業子会社についても一定期間保有を認めるよう、所要の措置を講ずる。	平成26年度措置	金融庁

⑧貿易に係る物流の効率化

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
60	コンテナ輸送における国際貨物・国内貨物の通行許可基準の統一	国際海上コンテナを積載する車両と国内コンテナを積載する車両の特殊車両通行許可の基準については、他のバン型等のセミトレーラ連結車も含めて基準の統一を行う。 なお、道路を傷める重量を違法に超過した大型車両への取締りを強化するなどの取組も実施する。	平成26年度措置	国土交通省

Ⅲ 規制所管府省の主体的な規制改革への取組等

規制改革の推進に資するため、規制を横断的に把握できる仕組みの整備・活用等により、規制を所管している府省（以下「規制所管府省」という。）が主体的・積極的に規制改革に取り組むシステム（規制レビュー）を構築する。

1 具体的なシステムの考え方

（1）見直し基準

①見直し対象

見直し対象については、規制（注1）のうち、法律、法規命令（注2）、通知・通達等（注3）の形式により制度化されたもの（その趣旨・目的等に照らして適当としないものを除く。以下「見直し対象規制」という。）とする。見直し対象規制には、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定。以下「平成18年決定」という。）に基づき規制にかかわる「法律ごとの見直し年度・周期」が設定された規制を含むものとする。

（注1）「規制」とは、国及び地方公共団体が企業・国民活動に対して特定の政策目的のために関与・介入するものを指す。

（注2）「法規命令」とは、政令、内閣府令・省令、外局規則、人事院規則、会計検査院規則、法律の委任に基づく命令を定めた告示を指す。

（注3）「通知・通達等」とは、通知や通達など、行政機関が定める不特定多数の事案に適用されるルールのうち、法規命令以外のものを指す。

②見直しの視点

見直しの視点については、「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」（平成21年3月31日閣議決定）及び過去の累次の閣議決定を踏まえ、次のとおりとする。

- i 経済的規制は原則廃止、社会的規制は必要最小限との原則の下での規制の抜本的見直し
- ii 許可制から届出制への移行等、より緩やかな規制への移行
- iii 検査の民間移行等規制方法の合理化
- iv 規制内容・手続について国際的整合化の推進
- v 規制内容の明確化・簡素化、許認可等の審査における審査基準の明確化、申請書類等の簡素化

- vi 事前届出制から事後届出制への移行等事後手続への移行
- vii 許認可等の審査・処理を始めとする規制関連手続の迅速化
- viii 規制制定手続の透明化
- ix 不合理な規制の是正による社会的な公正の確保

③法令等に「見直し条項」がない場合の見直し期限の設定

見直し対象規制のうち、法令等（注4）に「見直し条項」（一定期間経過後当該規制の見直しを行う旨の条項）がないものについては、「見直し周期」を設定し、「見直し周期」は最長5年とする。規制所管府省は、平成18年決定に基づき設定された規制にかかわる「法律ごとの見直し年度・周期」について、「見直し周期」が5年を超えるものを含め必要に応じ再設定する。

（注4）「法令等」とは、法律、法規命令、通知・通達等を指す。

（2）見直しの実効性を担保する仕組み

見直しの実効性を担保するため、規制所管府省による規制の見直し結果及び見直しの進捗状況について、①公表を義務付けることにより見直し過程の透明化を図るとともに、②定期又は随時に規制改革会議へ報告することを義務付けることにより規制改革会議において見直し過程を管理する。

（3）規制シートの整備

規制を横断的に把握する仕組み（以下「規制シート」という。別紙イメージ参照）を整備する。規制シートは、規制所管府省が、その作成を通じて、主体的・積極的な規制改革に取り組むことを目的とするものである。

①規制シートの主な記載項目

規制シートの主な記載項目については、以下の事項とする。

- ・作成責任者の役職及び氏名
- ・規制目的及び規制内容の概要
- ・規制と関連する予算
- ・規制の最近の改廃経緯（見直し結果及び政策評価結果を含む。）
- ・規制を維持、改革又は新設する理由（改革の場合は方向性を含む。）
- ・次の見直し時期

- ・規制に関連する通知・通達等と規制の根拠となる法令（法律、法規命令）の委任の範囲との関係（根拠条項及び委任の範囲に入る理由）

②規制シートの作成単位

規制シートについては、規制の根拠となる法律ごとに作成することとし、当該法律に内容、形式、規制対象等（以下「内容等」という。）を異にする規制が混在する場合は、内容等ごとに適切な単位により規制シートを作成する。法規命令又は通知・通達等の形式により制度化された規制については、上記の法律ごとの規制シートのうち関連する規制シートに記載する。なお、法規命令又は通知・通達等の形式により制度化された規制については、最上位の形式ごとに規制シートを作成する。

（４）「許認可等台帳」の活用

「許認可等台帳」において、「許認可等」と規制シートとの対応関係が明確になるよう、新たに欄を追加する。

2 規制所管府省による主体的・積極的な規制改革の推進

（１）規制シート及び政策評価結果を活用した規制改革

規制所管府省による主体的・積極的な規制改革を推進するため、規制シート及び政策評価結果を活用し、次の①から④に取り組む。

- ①規制所管府省は、規制シートを作成（関連する政策評価結果も活用）
- ②規制所管府省は、規制シート（関連する通知・通達等を添付）及びその作成状況・作成予定を、定期的（年に1回程度）に規制改革会議に送付し、公表
- ③規制改革会議は、規制シート等について、必要に応じ、規制所管府省をヒアリングし、「意見」等を表明
- ④規制所管府省は、規制シートの記載内容について、
 - ・③のヒアリング、「意見」等の表明、
 - ・規制改革ホットラインに寄せられた提案事項等、
 - ・当該シートに記載された規制の見直し時期における見直しなどを踏まえ、必要に応じ修正し、規制改革会議へ送付の上、公表

（２）規制シートの整備状況の進捗管理

規制シートの作成については、持続的な取組となるよう、規制シート作成に係る負担も勘案し、段階的に対応する。

当面、①見直し時期が到来する規制、②規制改革ホットラインに寄せられた提案事項に対する規制所管府省の回答のうち規制改革会議において再検討が必要と判断した規制、③規制改革会議における審議事項に関連する規制について、優先的に作成する。

また、規制シートの作成状況の把握については、シートに含まれる「許認可等」に関しては「許認可等台帳」を活用することとし、シートに含まれる「許認可等」以外の規制に関しては、その網羅的な把握手法等を引き続き検討する。

(3) 規制改革担当大臣と総務大臣との連携

規制改革の推進のため、規制改革担当大臣と総務大臣は連携する。この連携の下で、次の①から③に取り組む。

- ①規制改革担当大臣は、重要な規制改革事項(注)を総務大臣へ通知
- ②総務大臣は、重要な規制改革事項に関連する政策評価に対する点検結果を規制改革担当大臣へ通知
- ③総務大臣は、重要な規制改革事項に関し、必要に応じ行政評価等を実施

(注)重要な規制改革事項については、規制改革会議における最優先審議事項を踏まえ、規制改革担当大臣が決定する

(4) 規制所管府省の主体的な取組の評価

規制改革担当大臣は、規制所管府省による規制改革を促進するため、規制所管府省の主体的な取組を積極的に評価するとともに、これを各府省に共有する等の方策について検討する。

規制シート(イメージ)

(別紙)

(シートID)	規制の名称	所管府省	
根拠法令等		担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	
規制目的			
規制内容の概要		関連する予算	
規制の最近の改廃経緯		関連する政策評価結果	
規制を維持、改革又は新設する理由		規制の維持、改革又は新設の別	
(規制を改革する場合の改革の方向性)			
見直し案項			
次の見直し時期			

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)(イメージ)

(別添)

(通知・通達等のID)	(規制シートのID)
通知・通達等の名称(発信者等を含む。)	
通知・通達等への委任の根拠となる法令の条項	
通知・通達等が法令の委任の範囲に入る理由	